

別表第5（第15条関係）

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備		設備区分
<p>端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）</p>	<p>主配線盤 光ケーブル成端架 メタルケーブル</p>	<p>端末系伝送路設備に属する部分に限る。 端末系伝送路設備に属する部分に限る。 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）</p>
	<p>加入系光ケーブル</p>	<p>き線点遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>加入系電柱</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>加入系管路</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>加入系中口系管路</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>加入系共同溝</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>加入系とう道</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>電線共同溝</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>自治体管路</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
	<p>情報ボックス</p>	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易</p>

	総合デジタル通信局内回線終端装置	遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの(き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)
加入者交換機(端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。)	加入者交換機 加入者交換回線収容装置 局設置遠隔収容装置 消防警察トランク 警察消防用回線集約装置 光ケーブル成端架 伝送装置 中間中継伝送装置 クロック供給装置 中継系光ケーブル 海底光ケーブル 海底中間中継伝送装置 無線伝送装置 無線アンテナ 無線鉄塔 衛星通信設備 中継系電柱 中継系管路 中継系中口径管路 中継系共同溝 中継系とう道	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者交換回線収容装置を除く。 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。 加入者交換機に属する部分のうち、中継系光ケーブル(局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び加入者交換機～中継交換機間に設置するもの)を収容するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置 加入者交換機 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	アナログ局内回線収容部 アナログ・デジタル回線共通部 局設置簡易遠隔収容装置 き線点遠隔収容装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの(き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。) 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの(き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。) アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。

	中継系共同溝	局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの
	中継系とう道	局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
中継交換機（中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの中に設置される伝送装置等を含む。）	中継交換機 中継交換回線収容装置 クロック供給装置 光ケーブル成端架	中継交換回線収容装置を除く。 中継交換機 中継交換機に属する部分に限る。
中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	伝送装置 中間中継伝送装置 クロック供給装置 中継系光ケーブル 海底光ケーブル 海底中間中継伝送装置 無線伝送装置 無線アンテナ 無線鉄塔 衛星通信設備 中継系電柱 中継系管路 中継系中口径管路 中継系共同溝 中継系とう道	加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	信号用中継交換機	
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話端末に限る。

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 加入者交換機 中継交換機 電送無線機械 市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産	交換機ソフトウェア その他無形固定資産